

前回の下水道使用料改定の検証

【資料1】

● 前回改定の視点(平成25年4月1日改定)

- ア 水の使用実態に応じた利用者間の負担の適正化
- イ 一般会計からの基準外繰入金の解消
- ウ 段階的見直しによる利用者負担の激変緩和

● 改定の概略

- ア 平均改定率 約11%
- イ 基本排水量を8m³から4m³に引き下げるとともに、低使用者に配慮して基本料金を650円から350円に引き下げ
- ウ 節水型社会に対応するため、水量区分を見直し

● 効果

ア 下水道使用料収入の増

イ 一般会計からの基準外繰入金の解消

単位：千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
下水道使用料収入	1,924,897	2,124,239	2,162,310	2,163,950
うち現年分	1,895,966	2,077,590	2,121,951	2,139,395
うち滞納繰越分	28,931	46,649	40,359	24,555
一般会計繰入金	1,985,000	1,790,483	1,936,000	1,993,000
うち基準内	1,720,270	1,790,182	1,935,818	1,993,000
うち基準外	264,730	301	182	0
水洗化率	90.0%	90.0%	90.0%	90.1%
未収金	137,368	99,594	62,601	46,272

※平成25・26年度の基準外繰入金は、国が定める決算上の区分によるもの

※平成27年度は見込み

● 下水道使用料体系

下水道使用料対象経費の割り振り

需要家費

下水道利用者数に対応して増減する経費(使用料徴収経費等)

固定費

下水道施設の規模に応じて固定的に必要な経費(資本費・維持管理費)

変動費

下水道使用量の多寡に応じて変動する経費(動力費・薬品費)

割り振りのイメージ

支出

需要家費

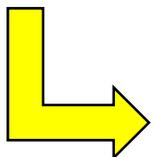
固定費

変動費

収入

基本料金対象経費

従量料金対象経費



施設型事業である下水道事業は、固定費の割合が極めて大きいことから、固定費の一部を基本使用料として賦課し、その他を従量料金として賦課することが妥当である。

● 下水道使用料体系

下水道使用料対象経費の割り振り

下水道使用料対象経費(H25-H27)
6,403,449千円

※H27は見込み

需要家費
250,281千円
3.91%

固定費
5,598,833千円
87.43%

変動費
554,335千円
8.66%

基本料金対象経費
810,164千円
12.65%

従量料金対象経費
5,593,285千円
87.35%

固定費の10%を基本使用料として賦課

下水道使用料収入おける料金(H25-H27)
6,338,936千円

※H27は見込み

基本料金収入
799,439千円
12.61%

従量料金収入
5,539,497千円
87.39%